

令和6年度 第2回基幹相談支援センター運営委員会 概要

日 時：令和6年12月9日（月）14：30～16：05

場 所：オンライン

出席者：15名 運営委員：近藤委員、高張委員、松本委員、

齊藤委員、尾形委員、辻委員、高松委員

（事務局：障がい福祉課2名、ワン・オール6名）

次第

- 1 令和6年度の事業中間報告について、ワン・オールから報告と質疑応答
- 2 基幹相談支援センターとしての中立性、業務の進め方、業務内容に関する各委員からの意見

扱われた内容（令和6年度事業計画に準じて報告）

・個別相談支援業務

⇒ 個別相談支援の実績や傾向について報告。

・委託相談支援事業の支援業務

⇒ 新任職員研修、共催研修の概要について報告。

・計画相談支援（障害児相談支援）の推進業務

⇒ 精神障害者支援体制加算算定に必要な研修実施に向けた協力について報告。

⇒ 指定相談支援事業所対象の研修実施を委託相談支援事業所に協力依頼。実施に向けた取組について報告。

・地域相談支援の推進業務

⇒ 『地域相談支援マニュアル』改訂と『自立生活援助マニュアル』の作成協力について報告

⇒ ピアサポーター活用業務について、実績や傾向と、指定一般相談支援事業所への周知活動について報告。

・障がい当事者による相談支援活動の支援業務

⇒ ピアサポーター交流会の開催状況について報告

・札幌市自立支援協議会の事務局業務

⇒ 事務局業務および地域部会オブザーバー参加について報告。

・誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務の推進と周知活動

⇒ 支え合い研修実施に向けた取組みについて報告。

⇒ 個別避難計画作成への関わり、各区に配置されている地域支援員との連携について報告。

⇒ 要配慮者避難支援の取組に関するアンケートの実施の取組について報告。

運営委員からの意見

<個別相談支援業務に関して>

- ・精神科病院からの退院請求ケースについて、相談件数が多くなっているため精神科病院や委託相談支援事業所との連携も検討できると良い。
- ・精神保健福祉法の改正により、精神科病院業務従事者虐待の通報が義務化されたことで、さらにワン・オールで対応すべき相談が増え、対応が難しくなる可能性があるのではないか。

<委託相談支援事業の支援業務、計画相談支援（障害児相談支援）の推進業務に関して>

- ・各区で実施されている、指定相談と委託相談の意見交換会への参加の中で、中立的・客観的に見えることや、他区の取組などの情報を発信して欲しい。
- ・精神障害者支援体制加算算定に必要な研修について、札幌市での実施も検討して欲しい。

<地域相談支援の推進業務、障がい当事者による相談支援活動の支援業務に関して>

- ・ピアサポーター活用業務などの事業を通して、ピアサポーターが働ける場、活躍できる場を拡げていけると良い。
- ・札幌市では、幅広くピアサポーターに活躍の場がある訳ではない。このような現状もいづれ変えていけると良い。

<札幌市自立支援協議会の事務局業務に関して>

- ・札幌市域は大きいので、各区の自立支援協議会（地域部会）の体制を整えていけると良い。
- ・地域の繋がりの中で解決できることは解決し、難しいことは自立支援協議会で取り組むなどの整理ができると良い。
- ・現在市域の自立支援協議会で行っているアンケート調査についても、意義や意味、繋がりを共有しながら行えると良い。取り組みを増やすのではなく、効果的な取組を地域の中でできると良い。

<誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務に関して>

- ・当事者による講演なども通して、障がいのある方の生活について、地域住民などに知ってもらえるような機会もできると良い。

<その他>

- ・他機関との連携と、役割分担もしながら基幹相談支援センター業務の整理を実施できると良い。
- ・札幌市のような大都市に基幹相談センターが1箇所のみでは業務が大変と思うため、複数箇所設置についても前向きに検討をしていけると良い。